

Q&A

Q1 どうして「性的マイノリティ」と呼ばれるのですか？

A1 マイノリティとは少数派や社会的に不利な立場に置かれがちな人々を意味します。体の性と心の性が一致し、異性愛が多数派であるのに対し、体の性と心の性が異なる性自認の人や、同性愛などの性的指向の人は少数派なことからこう呼ばれています。大切なことは、一人一人の性のあり方が尊重されることです。



Q2 「レズ」「ホモ」「おかま」という言葉は、なぜ使ってはいけないのですか？

A2 レズビアンを「レズ」、ホモセクシュアルを「ホモ」と省略して言うことや、「おかま」「オネエ」という言葉は差別的に使われてきた経緯があるからです。それを聞いて不快に感じる人や、傷つく人がいますので使ってはいけません。



Q3 同性愛は病気なのですか？それとも趣味ですか？

A3 性的指向や性自認は、生まれながらのもので病気でも趣味でもありません。また、自分の意志で決められるものでもありません。



※性の多様性についてもっと知りたい時には、盛岡市内の図書館やもりおか女性センター図書コーナーにて関連図書を読覧できますので、ご利用ください。

発行 令和3年3月発行

盛岡市市民部市民協働推進課 男女共同参画推進室
〒020-8530 盛岡市内丸12-2
TEL 019-626-7525

もりおか女性センター
〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-10 ブラザおでって5階
TEL 019-604-3303

性の多様性を 理解するための ガイドブック

はじめに みなさんは、「LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)」や「SOGI(ソジ・ソギ)」などの言葉を知っていますか？
このガイドブックは、LGBTをはじめとする性的マイノリティ(少数者)の人たちが抱えがちな困難や生きづらさなどを知り、性の多様性について理解を深めることを目的に作成しました。
偏見や差別がなく一人ひとりの性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きていける社会の実現と一緒に目指しましょう。



盛岡市

性の多様性

01 > 「LGBT」ってなに？

LGBTとは、次の4つの頭文字を取った言葉で、性的マイノリティを表す総称の1つです。

レズビアン
Lesbian (女性同性愛者) 女性を恋愛対象とする女性

ゲイ
Gay (男性同性愛者) 男性を恋愛対象とする男性

バイセクシュアル
Bisexual (両性愛者) 女性も男性も好きになる人

トランスジェンダー
Transgender 体と心の性が異なる人

性的マイノリティに関する言葉はLGBTだけではなく、性的指向や性自認が明確ではない人(クエスチョニング)や、どの性別の人とも好きにならない人(アセクシュアル・無性愛者)など多様です。

02 > 誰もがもっているセクシュアリティ

ソジ・ソギ セクシュアル オリエンテーション ジェンダー アイデンティティ
SOGIという言葉があります。性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を取った総称で、性的マイノリティの人だけではなく、全ての人のセクシュアリティ(性的指向や性自認などの性のあり方)を表わす言葉として使われます。



レインボーフラッグ

LGBTなどの性的マイノリティの人たちの尊厳と社会運動を象徴するもので、赤・オレンジ・黄・緑・青・紫などのレインボーカラーからなっています。

03 > 人の性はグラデーション(性の多様性)

性別は「男」「女」だけでしょうか？異性を好きになること、誰かを好きになることが当たり前なのでしょうか？

私たちのセクシュアリティは「体の性」「心の性」「好きになる性」「表現する性」で構成されており組み合わせも無数です。そのため性はグラデーションともいわれています。

体の性 生まれた時の身体的特徴などによる性別(生物学的な性)

心の性 自分が感じている／思っている性別(性自認)

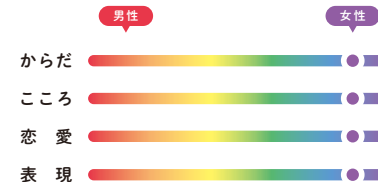
好きになる性 恋愛感情がどの性別に向いているか(性的指向)

表現する性 服装や髪形、言葉遣い、振舞いなど自分を表現する性別(性別表現)

一例

レズビアンの人の場合

体も心も女性で、
恋愛対象も女性！



一例

トランスジェンダーの人の場合

体は女性だけど、
私の心は男性。
好きになるのは男性！



一例

バイセクシュアルの人の場合

体も心も女性で
今好きなのは女性だけど、
男性も好きになるよ！



私にできること

性的マイノリティは日本の人口の8～10%(30人に2、3人)いるといわれており、左利きの人やAB型の人とほぼ同じ割合です。しかし、アウトティング(P7:アウトティング参照)などを恐れ、多くの性的マイノリティの人たちは自分のセクシュアリティを周囲に伝えていません。では、性的マイノリティの人たちが何に困り、それに対しどのような配慮ができるか、当事者が抱えている疑問から対応例を考えましょう。

性的マイノリティの人たちが困りがちなこと

01 > さまざまな場面で

● 性別分けされたトイレや更衣室、どこを利用すれば良いの？

- 性別に関わりなく利用できる多目的トイレを設置する。
- 更衣室は時間帯をずらす、別室を用意するなどの配慮をする。

● 女性／男性の服装をするのが辛い… 名前も本名ではなく希望する呼び方にしてほしい

- 学校や会社では、制服などの色分けや性別による形状の違い、呼称については、本人の希望を尊重する。

● 困ったことがあったとき、相談しても大丈夫？ 広まったりしないか不安

- 相談を受けた場合はプライバシーを守る。(P7:アウトティング参照)
- 相談窓口を案内する。(P7:公的LGBT相談窓口参照)

● 会話の中の何気ない言葉で傷つくんだよね…

- 性別や関係性を決めつけるような表現や差別的な言動について見直す。

表現を変えた方が良い例

夫・妻・旦那様・奥様 → 配偶者・パートナー

お父さん・お母さん → 保護者の方

差別的な発言・傷つける発言の例

- ・「ホモ」「レズ」「おかま」
- ・「彼氏/彼女はいる？結婚は？」
- ・「もっと女/男らしくしたら？」
- ・「○○って、ゲイっばいよね」

02 > 学校では？



● 挑戦したいことがあるのにできない…

- 部活動の性別による入部制限を見直す。
- 合唱や体育祭などの行事では性別によらず、本人が希望する役割を果たせるよう配慮する。

● 性別で分けられると困る…

- 健康診断は時間帯を分ける、パーテーションで区切るなど配慮する。
- 宿泊研修などの部屋割は、本人にどうすれば安心できるか確認し決める、教員の部屋を利用するなど配慮する。
- 入浴は時間帯をずらすなど1人で入浴できるよう配慮する。(配慮希望を申し出やすい工夫を)

学校生活

学校ができること

- ・性の多様性について理解を深めるため教師の研修を実施し、どのような対応ができるか話し合う。
- ・児童生徒に向けて、性の多様性を知る授業を行い、いじめや差別を防止する。
- ・相談体制を整備する。(相談室の設置、対応マニュアルの作成など)
- ・性的マイノリティの教職員も安心して働ける環境を整備する。

03 > 職場では？

● 履歴書の性別や見た目で採用が決まってしまうのかなと心配…

- 性別等によらず採否は仕事の適性や本人の能力で判断する。
- 履歴書の性別記載欄の削除なども検討する。

● パートナーが関連する休暇や手当は取得できる？ 健康診断も心配…

- 結婚休暇をはじめ各種休暇や手当は、性的マイノリティのカップルも取得できるよう検討する。
- 規則などにも明記し、ホームページなどで周知する。
- 健康診断や医師の診断書は会社が指定した医療機関などの他、職員が希望する病院も認める。

就職活動・福利厚生

日常生活

電話や窓口の対応

- ・本人確認は性別だけでなく、生年月日や住所など、他の情報によって行う。

提供するサービス

- ・申請書や証明書などの必要のない性別記載欄は削除する。
- ・親族であることを要件としている事業については、同性カップルも同様の取扱いとするなど、条件の緩和や運用改善の可能性を検討する。



04 > 災害時は？



● 避難所でのプライバシーは大丈夫？

- 避難者名簿のあり方は、個人の秘密が守られるように配慮する。
- 間仕切り(パーティション)を活用し、プライバシーの確保に努める。

● 下着、化粧品、生理用品など男女別の物資を受け取りにくい…

- 支援物資は性別で分けずにサイズで分けるなどの多様なニーズに応じた工夫と配慮を行う。
(生理用品などは人目に配慮した場所に置くなど)

● 男女別に設置されたトイレ、入浴施設、更衣室が使いづらい…

- 多目的トイレの設置や個別のシャワーブース、カーテンで区切られた更衣室を設置する。
- 入浴は1人ずつ使える時間を設ける。

● 避難所での名簿記入はどうしよう…

- 性別記載欄の工夫(例:「男性・女性・その他」や自由記載欄)や個別用紙を作成する。

● 安心して相談できる場所はあるのかな…

- P7: 公的LGBT相談窓口を参照し、避難所内に掲示する。

● 仮設住宅などの入居要件が「世帯」となっていて、同性パートナーと暮らせるか不安…

- 同性パートナーも入居できるよう柔軟な対応を平時から検討する。

03

知っておきたいLGBTのこと

01 > カミングアウトとアウティング

● カミングアウトとは

自分のセクシュアリティ(性的指向や性自認など)を人に打ち明けることをいい、する／しないは本人の意思です。カミングアウトされたら先入観に基づかず最後まで話を聴きましょう。

● アウティング(暴露)とは

本人の了解を得ずに、その人のセクシュアリティを他の人に話すことをいいます。メールなどのSNSを含め、本人の了解なしに口外することは重大な人権侵害であり、不法行為です。絶対にしてはいけません。

本人の了解なくその人の「性的指向」や「性自認」を口外することは「パワーハラスメント」になります

令和2年6月に「労働施策総合推進法」が施行され、パワーハラスメント防止対策が法制化されました。職場において性的指向や性自認について、本人の了解なしに暴露することもパワーハラスメントに該当すると明記されました。

また、令和元年6月28日に公布、施行した「盛岡市男女共同参画推進条例」において、「性別等による人権侵害」を禁止事項として定めています。



02 > 公的LGBT相談窓口

匿名での相談も可能です。秘密は厳守します。

もりおか女性センター ☎019-604-3304 (電話相談/面接相談は要予約)

受付日時 月・火・金 10時～17時/水・木 10時～20時

女性相談(戸籍上の性または性自認が女性の方に相談対応)

☒soudan@sankaku-npo.jp

岩手県男女共同参画センター ☎019-601-6891 (面接相談は要予約)

受付日時 火・金 16時～20時(祝日にあたる火・金曜日はお休み)

よりそいホットライン(岩手・宮城・福島専用) ☎0120-279-226 (電話相談)

受付日時 24時間 対応

性別違和や同性愛に関する相談は、音声ガイダンスに沿って4番をお選びください

相談
無料